

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）	（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）
第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第一百二十条並びに第一百三十三条を除き、以下同じ。）とする。	第十八条 「同上」
「一・二 略」	「一・二 同上」
三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号	三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号

及び第六十九条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

〔四・五 略〕

〔2～4 略〕

(特例対象会社)

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十  
五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれか  
に該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活  
性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に該当しないも  
のに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とす  
る。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十  
三号)第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立さ  
れる株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であ  
つて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社  
イ 当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合  
員となつているもの

ロ 当該株式会社に当該金庫又はその子会社が出資しているもの

及び第六十九条の二第一項において「投資事業有限責任組合」と  
いう。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は  
所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使すること  
ができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事  
業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合  
を除く。)

〔四・五 同上〕

〔2～4 同上〕

(特例対象会社)

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十  
五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれか  
に該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の  
作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫  
の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生  
会社」と総称する。)とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十  
三号)第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立さ  
れる株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であ  
つて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社  
イ 当該金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合  
員となつているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他  
の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会  
社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事  
業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第六十四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金  
庫の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等  
をいう。次条第六項第二号トにおいて同じ。）以外の会社に限  
る。）

〔2 ～ 4 略〕

（専門子会社の業務等）

第七十条 〔略〕

〔2 ～ 4 略〕

5 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三

第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品  
取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一  
第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に  
掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員と  
なる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該金庫又  
はその子会社が出資しているもの

である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一～八 略〕

九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三

第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 法第八十五条の三に規定する金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

6 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三

第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号口に掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

〔一～八 同上〕  
〔号を加える。〕

二|| 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ| 官公署

ロ| 商工会又は商工会議所

ハ| イ又はロに準ずるもの

ニ| 弁護士又は弁護士法人

ホ| 公認会計士又は監査法人

ヘ| 税理士又は税理士法人

ト| 第六十四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該金

庫の子会社等以外の会社に限る。）

「7・8 略」

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかるらず、特定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権につてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権につてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権につてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに

二|| 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

「7・8 同上」

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかるらず、特定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権につてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権につてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに

を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）ま  
でに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再  
生会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）  
は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当  
該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の  
二十三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再  
生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第十  
一号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内  
閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当  
該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分  
野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数  
(国内の会社及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するも  
のに限る。)の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十  
を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株  
主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下こ  
の項及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該  
特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又  
はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の  
うち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を  
処分したときは、この限りでない。

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、金庫又はその特定子会社  
以外の子会社がその取得した事業再生会社(第六項に定める要件に

処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会  
社(以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。)は  
、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金  
庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号又は第五十四条の二十  
三第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再  
生会社にあつては当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第十一号  
の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府  
令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処  
分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開  
拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国  
内の会社及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに  
限る。)の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗  
じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等  
の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項  
及び次項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該  
特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又は  
その子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち  
当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分  
したときは、この限りでない。

該当するものに限る。以下この項及び第一百条第一項第十六号において同じ。）の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該金庫又はその特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年

二 「略」

〔11～13 略〕

（臨時休業の届出等）

第一百三十条 「略」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 略〕

一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権

二 「同上」

〔11～13 同上〕

（臨時休業の届出等）

第一百三十条 「同上」

2 「同上」

〔一～三 同上〕

五年

四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所に

おいてその業務を行うことが当該事務所の役員若しくは職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

五・六 「略」

3 「略」

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三 「略」

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第四号に該当する場合

三 「略」

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第一百六十二条 「略」

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一～三 略」

〔号を加える。〕

四・五 「同上」

3 「同上」

4 「同上」

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三 「同上」

5 「同上」

一 「同上」

〔号を加える。〕

二 「同上」

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第一百六十二条 「同上」

2 「同上」

「一～三 同上」

四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又は事務所においてその業務を行うことが当該営業所又は事務所の役員若しくは職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

〔号を加える。〕

五 「略」

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 前項第四号に該当する場合

三 「略」

四 「同上」

一 「同上」

二 「号を加える。」

三 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。